

平成 31 年 2 月 26 日 衆議院総務委員会議事録

○梶屋委員長代理

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

国民民主党・無所属クラブの日吉雄太でございます。

本日も、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は法案の審議でございますが、まず初めに、少しでも統計問題について触れさせていただきたいと思っております。

先ほど大臣より、昨日の、西村統計委員会委員長の言葉のような形で出回っていた文書につきまして、御説明がございました。本来であれば、なぜそういった本人が知らないところでそのような文書が出回っていたのか、本来であれば、どういう仕組みがあってそのようなことがないようにしているのかということが、説明があつてしかるべきだったのかなと思うんですけども、そのあたりが理解できなかったところでございます。

この問題、総務省が総務省としてしっかりとオーソライズされないところで文書を出す、非常に問題のあることだったのではないかなというふうに思っております。本来であれば、西村統計委員長に、この文書でいいですかという確認をする、そして、省内で、それを提出してもいい、こういった手続があつてしかるべきだったと思っております。

厚生労働省のように、委員会の議事録を何年も公表しない、委員に確認しているので公表しないというのもこれも問題ですけども、そういった確認もしないで提出してしまうということはもっと問題だと思います。その点をまず申し上げまして、厚生労働省における毎月勤労統計不正につきまして、少しお伺いいたします。

公的統計の整備に関する司令塔機能の中核としての重要な役割を担う統計委員会を設置する総務省を担当する大臣にまずお伺いいたしますが、厚生労働省の統計不正問題についてどのような思いであるか、まず改めてお伺いさせていただきます。

○石田国務大臣

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報でございます。私といたしましては、公的統計全体に対する信頼を損ないかねない事案が発生した、そのように認識いたしております。今回のような事態が二度と生じないよう、徹底して検証を行い、信頼を取り戻すことが何より重要であると考えております。

○日吉委員

公的統計全般について御担当、所管されているということでございますので、今御答弁いただいたような内容になるのかなというふうには思いますが、その中で、大臣の責任についてどのように考えているかということをお伺いしたいなと思っております。

その前に、もう一点確認させていただきたいのですが、毎月勤労統計のベンチマーク更新時のデータ補正廃止を容認していたとの政府統一見解がございまして、二十二日の衆議院予算委員会でも石田大臣は、総務委員会のメンバーに事実関係を確認していなかったとされておりました。一方で、根本厚労大臣は、統計委員会にデータ補正廃止について申請していたと

ということで、答弁が、お話が食い違っていたように思いますが、これは政府統一見解に統一されているということで、統計委員会に諮っている、了解のもとであるということをもう一度確認させてください。

○石田国務大臣

統一見解につきましては、予算委員会の方でそういう御指摘がございました。それで、統計委員会の議事録等を精査の上で作成したものでございまして、統計委員会の了承を得たものではなかったということでございます。

○日吉委員

統計委員会の了承は得ていない、そういうことでよろしいわけですね。

○石田国務大臣

はい。私、答弁でそのように答弁をさせていただきまして、そしてその後、予算委員会の方で申し上げましたのは、もし国会、委員会の方でそういう御指示があればそういう対応をさせていただきましますということで、野田委員長の方で、後刻、理事会にて協議をいたしたいと思っておりますという形で引き取られたものでございます。

○日吉委員

それでは、ちょっとお伺いいたします。

今回の毎月勤労統計の統計手法が変更になるこのような場合において、この統計手法の変更、こういったときに、統計委員会に、改めて、やり方についてどうかかそういった申請をされるかと思うんですけども、そのときの手続というのはどのようになっているのでしょうか。

○横田（信）（総務省政策立案総括審議官）

お答えいたします。

毎月勤労統計調査のような基幹統計の変更を行う際の手続というお尋ねでございました。承認を受けました基幹統計調査を変更しようとするときは、統計法第十一条第一項の規定に基づき、あらかじめ総務大臣の承認を受けることとされております。その際、総務大臣は、変更承認の申請があったとき、統計法第十一条第二項の規定に基づき、統計委員会が軽微な事項と認めるものを除き、統計委員会に諮問し、その意見を聞かなければならないということでございます。

○日吉委員

そうしますと、今回、厚労省における毎勤統計の手法の変更におきまして、総入れかえ方式から部分入れかえ方式にするという、このときのこの変更についての手続というのはどのようになっているのでしょうか。

○横田（信）（総務省政策立案総括審議官）

先ほど申しましたように、基幹統計調査を変更しようとするときには、規定に基づき統計委員会に諮問し、その意見を聞いた上で総務大臣が承認するという手続に一般的にはなっております。

○日吉委員

今回の場合、諮問をして承認をしたということでしょうか。

○横田（信）（総務省政策立案総括審議官）

お尋ねの点につきまして、どの点の変更によるかということにもよりますけれども、基本的に、承認いたしました統計調査に係る計画に明示してあるものについては行わないといけないということになります。

○日吉委員

総入れかえ方式から部分入れかえ方式に変更するところについて、どのような対応をされたのでしょうか。

○横田（信）（総務省政策立案総括審議官）

いわゆるローテーションサンプリング方式に直したということにつきましては、委員会の方にも諮問し、答申を受けたという形になってございます。

○日吉委員

済みません、もう一度。委員会の方で承認を受けた、そういうことですね。

○石田国務大臣

ちょっと私の方から答弁させていただきますが、いわゆるローテーションサンプリングについては委員会としての議題として取り上げられるわけでありまして、ベンチマーク更新についてはこの審議の対象外になっているということは申し上げておきたいと思えます。

○日吉委員

そうしますと、整理しますと、ベンチマーク方式、これの更新時のデータ補正廃止、ここは審議の対象外になっておりまして、総入れかえ方式、部分入れかえ方式への変更、これにつ

いては統計委員会として了承した、こういうことでよろしいですか。

○横田（信）（総務省政策立案総括審議官）

ローテーションサンプリングの導入につきましては、委員会の方での議論になっております。

それから、ベンチマークの変更の件につきましては、これは諮問、答申の中には明示されていない、そういうことでございます。

○日吉委員

それは、なぜ対象外になっているのでしょうか。おわかりになったら教えてください。

○横田（信）（総務省政策立案総括審議官）

これは、法律上、基幹統計調査の承認を行うときに、あらかじめ、申請するための記載事項というものがございまして、その中に列挙されておるかいないか、そういうことに係るものでございます。

○日吉委員

そうしましたら、もう一点お伺いさせていただきます。

統計委員会というのは、中立公正な第三者機関として総務省に設置されているということでございますけれども、この統計委員会の中立性、公正性を確保するために、どのような手続というか、規定といいますか、そういったものが定まっているのでしょうか。

○横田（信）（総務省政策立案総括審議官）

統計委員会につきましては、公的統計は中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならないという統計法の基本理念を実現するため、統計法に基づき設置される、学識経験を有する委員のみで構成される合議制の第三者機関として設置されておるところでございます。これが統計法上の理念でございます。

また、統計委員会の委員はそれぞれ、統計ユーザー、統計作成者、報告者の立場を有しており、統計委員会はこれらの委員の合議により統計技術的な視点から審議を行うという形で委員構成をとっておるところでございます。これにより、中立性の確保を図っているということでございます。

○日吉委員

例えば、その委員の方がその統計を利用される方との関係性が強いというような形で恣意的な判断なりをする可能性がないかとか、そういった利害関係的なもの、こういったものを何か調査されているのでしょうか。

○横田（信）（総務省政策立案総括審議官）

これにつきましては、あらかじめ、委員を任命する際には、それぞれどういう立場のお方かということも含めまして手続を進めておるところでございます。あわせまして、それぞれのお立場の方がバランスよく入るようという形で配慮しております。

更に申し上げます、合議制の第三者機関ということでございますので、結論としては、この委員会での議論により結論が出るということでございます。特定の委員の方の意見がこの委員会のそのものの意見になるという形にはならないようになってございます。

○日吉委員

統計委員会、中立性、公正性ということで、そういった点で非常に重要なところだと思います。

そういった中で、この件につきましてもう一度大臣にお伺いいたしますが、日本の統計全般を見られる、担当される大臣としまして、また、今回の西村委員長の書簡が総務省においてある意味ひとり歩きしてしまったようなところ、こういったことも含めて、ガバナンス的なところ、このようなことをどのように考えているか、それについての責任をどのように考えられているか、御答弁いただけますでしょうか。

○石田国務大臣

先ほども申し上げましたけれども、公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であるということでありまして、私といたしましても、公的統計全体に対する信頼を損ないかねない事案が発生したというふうに考えているわけでありまして、今般の毎月勤労統計の事案を受けて、緊急点検を行った、そういうことの中でいろいろな手続等に問題があった、そういうことについてはまことに遺憾でございますし、同時に、各担当の府省で速やかに処理、対応をしていただけるものと考えております。

そしてまた、全体のお話につきましては、まず毎月勤労統計につきましては、今現在厚生労働省の特別監察委員会で調査が行われておりますし、賃金構造基本統計については、総務省の行政評価局が調査を行っております。また、統計委員会におきましても、点検検証部会を

設置をいたしまして、その会合を始めたところでございまして、基幹統計及び一般統計調査について、再発防止や統計の品質向上といった観点から徹底した検証を行うこととされているところでございまして、このような結果を踏まえまして、今後の統計全体を考えていく中で総合的な対策を講じてまいりたいと考えております。

○日吉委員

それでは、森林環境税についてお伺いさせていただきます。

一部の地方自治体におきまして、課税自主権を活用して、森林環境、水源環境の保全等を目的とした超過課税を行っております。都道府県では三十七府県に上り、市町村では横浜市が導入しております。

私の地元静岡県は、荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源の涵養などの森の力を回復させる森の力再生事業の財源として、森林づくり県民税を平成十八年度から導入しております。平成二十七年度までに一万二千三百七十四ヘクタールの荒廃森林を整備しましたが、この十年間で森林所有者による整備が困難な森林では新たに荒廃が進行しており、山地災害発生リスクが高まっている状況でございます。

このため、森の力再生事業を継続することとして、森林づくり県民税は、税率等は変更せずに、課税期間を五年間延長して平成三十二年までとしております。内容として、平成十八年度から三十二年度までの十五年間、個人は、個人県民税均等割に年四百円を上乗せして徴収をしております。

また、法人税等につきましては、法人県民税均等割の税率に五%を上乗せして、資本金によって税率の変動はありますが、年千円から四万円となっております。

平成十八年度から二十七年度の十年間で九十五億円の税収があり、二十八年度から五年間の課税では八十五億円余りの税収を見込んでいます。静岡県でもこれだけの取組をしておりますが、今回の法律案によって地方団体に譲与される額は、森林整備を行うに必要な額と十分額となり得るか懸念されますが、御答弁をお願いいたします。

○織田政府参考人（林野庁森林整備部長）

お答えいたします。

森林整備の推進に当たりまして、条件が不利な私有林では、経営意欲の低下などによりまして、所有者の自発的な施業への支援を基本とする従来の施策のみでは適切な間伐等を進めることは困難となっているところでございます。

このため、森林環境税の制度検討過程におきましては、そのような条件不利な私有林における間伐量を年平均十万ヘクタール程度と推計をいたしまして、この間伐等を市町村主体で進めることを前提に、森林整備やその促進に要する費用を農林水産省として試算をしたところ、年間六百億程度となったところでございます。

市町村にこの森林環境税を活用していただいて、条件不利な森林整備等が進むことによりまして、従来施策分も合わせまして森林整備量全体が増加し、地球温暖化や山地災害の防止、水源涵養等の森林の有する多面的機能の発揮が図られるものと考えているところでございます。

○日吉委員

それでは、ちょっともう少し角度を変えまして、先般の総務委員会でもありましたが、そもそも、国は、今回の六百億円の予算で二〇三〇年度の国際目標達成のために足りるのかどうか、この六百億円の予算で足りるか、ちょっとはつきりしませんでした。

税の中立、簡素、公平という原則からしますと、定額の課税というのは極めて珍しい課税だと思います。納税義務者数は六千万人強いるので、その人たちから千円徴収すれば六百億円になる、この予算であればどのようなことができるか検討するというような、逆の手法がとられたかのように感じるところでございます。

そもそも、二〇三〇年度の国際目標達成のためにはこういうことをやっていかなければならない、そのためにはどれだけ予算が必要なのか、その予算を捻出するにはどうすべきか、こういったことを考えて予算を、税収、税のあり方がどうであるべきかということを検討していくのが本来の姿ではあると思います。まず国民から千円ずつ集めよう、千円だからそんなに批判はないのではないかと、こういったところから、六百億円が集まるので、じゃ、これで何かをしましょうというような感じも受けているところでございます。

そういった意味で、今回、二〇三〇年度の国際目標達成は大丈夫なのかどうか、もう一度確認をさせていただきます。

○織田政府参考人（林野庁森林整備部長）

お答えいたします。

パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標を達成するためには、二〇二一年から二〇三〇年において、年平均四十五万ヘクタールの間伐等の森林整備を実施することが必要と見込んでいただいております。森林環境税の制度検討過程において推計いたしました、条件不利な私有林を対象に市町村主体で進める十萬ヘクタール程度の間伐につきましては、この四十五万ヘクタールの内数ということでございます。

このため、森林環境税のみで吸収源対策としての必要な整備量等が確保されるものではないということでございまして、農林水産省といたしましては、引き続き、従来施策である国の森林整備予算等の確保に努めつつ、森林環境譲与税も市町村に活用いただきながら、条件不利地も含め、必要な森林整備量全体が確保されるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○日吉委員

ありがとうございました。

そうしますと、時間も少なくなってきましたが、あと、地方消費税の歳入について、残された時間で少し質問をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいております。これは総務省さんに作成していただいたものですが、地方消費税の歳入の平成二十八年から三十一年までの推移を表にしたものでございます。譲渡割、貨物割、合計ということになっておりまして、それぞれ、地財計画でどうなっているのか、収入見込み、これは計画を上期の実績に置き直して着地点を見た数字で、実績は実際の実績ということになります。

この表を見ていただきたいんですが、譲渡割のところでの実績欄、平成二十八年度が三兆四千七百二十六億円となっております。平成二十九年度は三兆四千四百六十七億円。そして、

平成三十年度はまだ実績が出ていないんですけれども、収入見込みで三兆三千三百五十五億円。三十一年度の地財計画は、消費税の引上げ分を除きますと三兆三千四百五十三億円というふうになっております。

これを見ますと、消費税収入が実績ベースで減少傾向にあるように見受けられます。

本来、経済見通しなり、経済としましては消費が回復してきている、堅調になっているというようなこういった中で、何となく、譲渡割、資産を譲渡することによってかかる消費税が、これが消費がふえているのであればもっとここの部分というのはふえていくだろうというようなことが想定されるんですけれども、減少傾向にあるように見受けられます。

そこで質問なんですけれども、平成二十九年度から平成三十年度のこの減少、これはなぜでしょうか、教えてください。

○内藤政府参考人（総務省自治税務局長）

お答え申し上げます。

まず、平成二十九年度の地方税収でございますけれども、このうち譲渡割の実績が高かった理由といたしまして、一部の団体において大規模な資産の譲渡等があったという特殊事情もございました。

それに加えて、地方消費税には、譲渡割のほか、先ほどお話がございましたように貨物割があるわけでございます。事業者が貨物を輸入し国内で消費者に販売した場合、輸入者に貨物割を納税していただく一方、確定申告時に譲渡割から仕入れ税額控除を行うこととなります。

このため、輸入が増加をいたしますと、貨物割に係る税収が増加する一方、譲渡割に係る仕入れ税額控除の額が拡大することとなってまいります。貨物割は通関月に随時納付されませんが、譲渡割に係る仕入れ

税額控除は確定申告時に行われますため、時期が若干ずれることとなります。

そのため、平成三十年度の譲渡割への輸入の仕入れ税額控除の影響を見るためには、平成二十九年度の輸入の状況を見る必要がございますけれども、貿易統計によりますと、輸入総額は、平成二十九年一一三月期以降、前年度比マイナスからプラスに転じておりまして、このことが平成三十年度の地方消費税の譲渡割に影響をいたしまして、抑制方向に働いたものと考えております。

○日吉委員

平成二十九年度に特殊事情があって、想定よりも税収が多かったというお話がございました。

今、仕入れ控除の関係で御説明いただきましたけれども、ただ、トレンドとしては、消費が伸びれば譲渡割も貨物割も全体として税収というのは伸びていくものだというふうに考えられておりまして、そういうトレンドになるのかなというふうなところにおきまして、例えば、政府経済見通しの概要という資料がございますけれども、これによりますと、平成三十一年度は、同年十月に消費税率の引上げが予定されている中、当初予算において臨時特別の措置を講じるなど、各種政策の効果も相まって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした堅調な景気回復が見込まれるというような、こういうような見通しをし

ております。

そこで、平成三十年度の収入見込みと平成三十一年度の地財計画を見たときに、若干増加はしているんですけども、この年、平成三十一年度、消費税増税が予定されている、この効果は地方税収入としては翌期以降に反映されるという御説明を受けているんですけども、駆け込み需要等ございますので、こういった駆け込み需要というのは上期四月から九月の間に大きく発生し、その反動減というのは十月から三月に減少するだろうということになると、この第三十一期では、相当な駆け込み需要があって、もっと伸びてもいいんじゃないかな、そういったことを考えると、思ったほど税収が上がっていないんじゃないのかなというふうに思われるんですけども、これにつきまして、政府の経済の見通し、消費の堅調さと税収との関係につきましてどのように見られているか、御答弁をお願いできますでしょうか。

○内藤政府参考人（総務省自治税務局長）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、譲渡割と貨物割の両者が密接なかかわりを持っておりますので、個人消費との関連を見るということになりますと、双方合わせた地方消費税収全体の動きを見るのが適切ではないかと考えているところでございます。

そういう意味で、譲渡割と貨物割を合わせました地方消費税収全体で見ますと、先ほど申し上げました特殊要因を除いた二十九年度税収が四兆六千八百億円程度、三十年度の収入見込み額が四兆七千億円程度、税率引上げ分を除きました三十一年度の地財計画額が四兆七千七百億円程度となりまして、地方消費税全体のトレンドを見ますと増収傾向にございまして、個人消費は持ち直しているとの傾向に沿ったものであると考えております。

○日吉委員

今、合計でという話がございました

けれども、先ほども申し上げましたように、それぞれで見ても、多分増加トレンドというのは同じだと思いますので、そういった中で、最後、大臣にお伺いをさせていただこうと思います。

政府の、内需を中心とした堅調な景気回復がなされているというのと、税収、これは十分な税収が入ってきていると考えられるのか、それとも、景気回復というのが税収の実態から見るとそれほどでもないのではないか、このあたり、どのようにお考えでしょうか。

〔榊屋委員長代理退席、委員長着席〕

○石田国務大臣

先ほどより局長が答弁申し上げますように、地方消費税収に関しましては、個別の年度においては、国税における収納時期と都道府県への払込み時期のずれや特殊要因等により、若干の増減が見られるところではありますけれども、地方消費税全体のトレンドを見ると、増収傾向にあると思っております。このことから、地方消費税の税収の見通しは、個人消費が持ち直しているとの傾向に沿ったものであると考えております。

○日吉委員

時間が参りましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。